

## 文部科学省にパブリックコメントを提出

令和元年5月10日、文部科学省高等教育局高等教育段階の教育費負担軽減新制度プロジェクトチームでは、「大学等における修学の支援に関する法律に基づく政令・省令案」に関するパブリックコメント（提出期限6月8日必着）を実施した。第198回通常国会で成立した「大学等における修学の支援に関する法律」では、真に支援が必要な低所得者世帯の学生等に対する大学等における修学支援策として、大学等の授業料等減免制度を創設するとともに、独立行政法人日本学生支援機構の行う学資支給金（給付型奨学金）を拡充することとしている。これに伴い、「大学等における修学の支援に関する法律施行令」（仮称）及び「大学等における修学の支援に関する法律施行規則」（仮称）の制定、並びに「大学等における修学の支援に関する法律」に係る関係政令・省令の整備を予定している。

これを受けて本協会では、次のコメントを提出した。

### 大学等における修学の支援に関する法律に基づく政令・省令案に関する パブリックコメントへの意見

2019.06.07.

公益財団法人私立大学通信教育協会  
理事長 高橋 陽一

次の4事項につきまして、「大学等における修学の支援に関する法律に基づく政令・省令案に関するパブリックコメント」への意見として、本日、提出を行いましたことをご報告申し上げます。

#### ○政令案概要

授業料・入学金・学資支給金について、社会的要請から低廉な学費等が設定されている大学通信教育の実態に即して通学課程よりも低額となっていることは合理的である。しかし、大学通信教育課程は働きながら学ぶ社会人の学び直しに即した長期の就学を保障した制度であるという趣旨を踏まえ、学修計画を勘案して学生等の認定要件や大学等の確認要件も通学課程と異なる実態を反映していただきたい。

#### ○省令案概要（1）「支援措置の対象となる学生等の認定要件」（別紙1）

在学採用にあたり採用要件に「学修計画書の提出を求め、学修の意欲や目的、将来の人生設計等が確認できること」を入れたことは、大学通信教育の社会人学生の学修の実態に即して評価できる。通学課程の学生と異なる長期の在学、編入学や資格取得など社会人の学び直しに即応した効果的な学修計画が反映できる必要がある。このため、学修計画書を採用時のほか毎年度求めることが必要である。

#### ○省令案概要（2）「(1)の認定要件を満たす学生等が支援措置を受けられる大学等の確認要件」（別紙2）

法第7条第2項第2号の基準についての「③直近3年度のすべての収容定員充足率が8割未満」とする規定は、社会人に広く門戸を開放する大学通信教育では大規模な定員設定をしているため、大学通信教育を除外する必要がある。これを機械的に適用すると多くの大学通信教育が対象から外れてしまう。私立大学等経常費補助金審査基準である「定員の充足状況による不交付措置」と同様に、大学通信教育を除外することを求める。

○省令案概要（6）「支援措置の実施に関する手続き等」（別紙6）

大学通信教育は職場や家庭等で役割のある社会人が学ぶ原則を踏まえて、フルタイムで学ぶ通学課程と同じ条件を適用するのは控えていただきたい。とりわけ「修業年限で卒業できないことが確定したこと」や「修得単位数が標準単位数の5割以下（6割以下）であること」などを、通学課程同様に適用すると、働きながら長期に学ぶ社会人学生の学修計画を妨げることになる。また面接授業（スクーリング）が限られて、さらにメディア授業や放送授業で置き換えることが法令上認められている大学通信教育では「出席率が5割以下（8割以下）」等の基準は適用しがたい。「GPA（平均成績）等が4分の1に属すること」なども、年間を通じて単位修得試験などを行う実態からは各大学の事情を踏まえずに適用すると公平性に問題が出る可能性がある。支援の打ち切り要件及び警告要件については、大学通信教育の実態に即して運用し、「学修計画書」を毎年度提出して勘案することが必要である。